

○檜葉町乳幼児医療費助成に関する規則

(平成 13 年 3 月 30 日規則第 4 号)

改正 平成 19 年 3 月 20 日規則第 12 号 平成 22 年 10 月 1 日規則第 18 号
平成 28 年 12 月 1 日規則第 19 号 令和元年 6 月 11 日規則第 7 号

(目的)

第 1 条 この規則は、乳幼児の医療費の一部を助成することにより、子育て家庭における経済的負担を軽減し、もって乳幼児の健やかな成長に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において「乳幼児」とは、出生の日から満 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。

2 この規則において「保護者」とは、乳幼児を監護する父若しくは母(父母がいないか又は父母が監護しない場合は、当該乳幼児の父母以外の者でその乳幼児の養育にあたる者)をいう。ただし、当該乳幼児を父及び母が監護するときは、当該父又は母のうち主として当該乳幼児の生計を維持する者をいう。

3 この規則において「医療保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)
- (2) 船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)
- (3) 私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号)
- (4) 国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)
- (5) 地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)
- (6) 国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)

4 この規則において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、療養費及び家族療養費をいう。

5 この規則において「一部負担金」とは、医療保険各法の規定により保険給付を受ける者の保護者が負担すべき額をいう。

(助成対象者)

第 3 条 この規則において、医療費の助成の対象となる者は、檜葉町に住所を有する乳幼児の保護者とする。ただし、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定による被保護世帯に属する者は含まないものとする。

(助成)

第 4 条 町長は、前条に定める保護者が乳幼児の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療の給付を受けた場合に支払った一部負担金の額を限度として助成するものとする。ただし、附加給付がある場合はその額を控除した額とする。

2 乳幼児について、檜葉町国民健康保険条例(昭和40年檜葉町条例第26号)第5条の規定により一部負担金の額を免じている国民健康保険の被保険者については、この規則による医療費の助成をしたものとみなす。

3 第1項に規定する額に、医療保険各法の保険者等が負担すべき高額療養費がある場合は、次の算式により算定した額とする。

高額療養費の算定方法による世帯合算額から控除する額×(一部負担金－入院時食事療養費定額負担分)÷高額療養費の算定方法による世帯合算額＋入院時食事療養費定額負担分

(受給資格の登録)

第5条 医療費の助成を受けようとする保護者は、乳幼児医療費受給資格登録申請書(様式第1号)を提出し、乳幼児医療費受給資格の登録を受けなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 医療保険各法の規定による被保険者証又は組合員証

(2) 前年(次条に規定する受給資格証の有効期間の始期が1月1日から7月31日までの間にある場合は、前々年)の所得並びに市町村民税及び都道府県民税の課税の状況を確認できる書類

(3) その他町長が必要と認める書類

(受給資格証の交付)

第6条 町長は、前条の規定により登録された保護者に乳幼児医療費受給資格証(様式第2号)を交付する。

(受給資格証の提示)

第7条 乳幼児が医療を受けようとするときは、保護者は医療機関等に乳幼児医療費受給資格証を提示しなければならない。

(助成の申請)

第8条 保護者が、助成を受けようとするときは、乳幼児医療費助成申請書(様式第3号)により、町長に申請しなければならない。ただし、第9条第2項の規定に基づき一部負担金の支払いが医療機関等に対して行われる場合は、当該医療機関等からの一部負担金の請求をもって当該申請があったものとみなす。

(助成額の決定及び交付)

第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る助成額を決定して助成金を交付するものとする。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、保護者に支払うべき医療費の一部負担金を当該医療機関等からの請求に基づき、当該医療機関等に支払うことができる。ただし、医療機関又は調剤薬局ごとの一月の一部負担金が21,000円以上となったときはこの限りでない。

- 3 保護者は、前項の規定に基づき町が医療機関等に支払った額が、医療保険各法による高額療養費又は附加給付の支給があった場合において助成されるべき助成金の額を超える場合には、その超える額を町長に対して納付しなければならない。
- 4 第2項の規定による一部負担金の支払いがあったときは、保護者に対して助成金の支給があったものとみなす。この場合において、差額がないときにあつては当該一部負担金を、差額があるときにあつては当該一部負担金から当該差額を控除した額をもって助成額とみなす。
- 5 町長は、助成額を決定したときは乳幼児医療費助成決定通知書（様式第4号）により保護者に通知するものとする。

（届出義務）

第10条 保護者は、登録されている受給資格事項に変更があったときは、乳幼児医療費受給資格内容等変更届（様式第5号）により、町長に届け出なければならない。

（再交付の申請）

第11条 保護者は、乳幼児医療費受給資格証を亡失又はき損したときは、乳幼児医療費受給資格証再交付申請書（様式第6号）により、町長に再交付の申請をするものとする。

（譲渡等の禁止）

第12条 この規則に基づく助成を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（助成金の返還）

第13条 保護者が、虚偽その他不正な行為により助成を受けたときは、町長は当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行し、平成13年4月1日以降の診療に係る医療費の助成から適用する。
- 2 檜葉町乳児医療費助成に関する規則（平成2年12月26日規則第26号）及び檜葉町幼児医療費助成に関する規則（平成4年3月10日規則第1号）（以下「旧規則等」という。）は、廃止する。
- 3 この規則の施行日の前日までの診療に係る医療費の助成については、旧規則等の規定による。

附 則（平成19年3月20日規則第12号）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行し、平成19年4月1日以降の診療に係る医療費の助成から適用する。

- 2 この規則の施行日前までの診療に係る医療費の助成については、なお従前の規定による。

附 則(平成 22 年 10 月 1 日規則第 18 号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に作成されている改正前の檜葉町乳幼児医療費助成に関する規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成 28 年 12 月 1 日規則第 19 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年 6 月 11 日規則第 7 号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号(第 5 条関係)

乳幼児医療費受給資格登録申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 6 条関係)

乳幼児医療費受給資格証

[別紙参照]

様式第 3 号(第 8 条関係)

乳幼児医療費助成申請書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 9 条関係)

乳幼児医療費助成決定通知書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 10 条関係)

乳幼児医療費受給資格内容等変更届

[別紙参照]

様式第 6 号(第 11 条関係)

乳幼児医療費受給資格証再交付申請書
[別紙参照]